

掛川市告示第23号

掛川市日中一時支援事業実施要綱（平成18年掛川市告示第120号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月21日

掛川市長 松井三郎

別表第1中

「

清松園	菊川市棚草1284番地
-----	-------------

」

を

「

清松園	菊川市棚草1284番地
和松会障がい者デイサービスセンター	菊川市猿渡260番地1

」

に改め、

「

メンタルサポートみこち	掛川市逆川111番地の1
-------------	--------------

」

を

「

メンタルサポートみこち	掛川市逆川111番地の1
作業所いつでも	掛川市藪ヶ谷630番地2

」

に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。